

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>“証拠金を合算して管理するための詳細なルールを予め定めておく必要があることから、金融商品取引所がそのルールを定めている場合に限り、証拠金を合算して管理できることとします”とのことだが、なぜ取引所 FX に限定されるのか。利便性の観点から店頭 FX でも認めてもらいたい。</p> <p>証拠金を合算して管理するための詳細なルールを予め定めておく必要というのは理解できるが、店頭 FX のシステム設定においても、詳細なルールの管理は可能と思われる。取引所 FX の利便性だけが高まることになり、店頭 FX にとっては不利（取引所と比較して）な取引条件となってしまう。</p>	<p>FX 取引に係る証拠金と FX 取引以外のデリバティブ取引に係る証拠金を合算して管理すること（以下「一体管理」）は、顧客の利便性向上に繋がると考えますが、一方で、顧客保護の観点から、一体管理を行うための詳細なルール整備が必要であると考えています。</p> <p>金融商品取引所での取引については、証拠金の取扱いに関する事項が取引所の業務規程等の必要的記載事項とされており、その変更には当庁の認可が必要であることから、一体管理のルールを当局が事前に確認することが可能です。このため、金融商品取引所が業務規程等においてルールを定めている場合に、一体管理を認めることとしています。</p>
2	<p>今回の府令改正案においては、金融商品取引所が証拠金を合算して管理するための詳細なルールを定めている場合に限り、FX 取引とそれ以外のデリバティブ取引に係る証拠金を合算して管理できるとされており、店頭取引についてはその対象となっていない。</p> <p>現在の店頭 FX 取引や CFD においてはロスカットルールを整備する義務、証拠金規制、区分管理信託等の制度があり、顧客保護という観点から考えると、金融商品取引所取引と店頭取引において大きな差異はないものと考えられる。</p> <p>今回の府令改正が顧客の利便性向上の観点から行うものであるということということであれば、店頭取引についても、各業者が証拠金の合算についての詳細なルールを定め、顧客から書面による同意を得ている場合には、FX 取引とそれ以外のデリバティブ取引に係る証拠金を合算して管理できるようにすることをご検討いただきたい。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	証拠金等について、一方に不足が生じた場合に他方から補足を行うことの顧客同意を得る方法として、「書面」による方法だけでなく、「電磁的方法」による方法も認めて欲しい。	ご意見を踏まえ、電磁的方法による同意が可能となるよう、規定を修正いたします。
4	<p>まず、FX 業者が仲介と自己売買を同時に行っていることが問題である。機械取引所に関して、法の網に抜け穴があるのが問題である。</p> <p>それは下流食いの手法と、向かい玉の手法を通じて結果が出る前にお客の資金を全部奪っている。</p> <p>どういうことかというと、外部に接続するではなく、自社の取引システム内で自社の社員が、顧客の建玉とは別方向に相場を主導もしくは自動で動かして、自動的な損切りをさせている。</p> <p>FX 業者は純然たる、為替取引の仲介業者であるべきで、たとえ信託でお客様の資金を預かっているとはいえ、こんなことをしていては同じことであり、これは時代劇映画で見るようなイカサマバクチである。</p> <p>ぜひ、FX 業者や CFD 業者は、自己売買（人の手、自動化含む）を禁止してほしい。</p>	今回の改正は、FX 取引に係る証拠金と FX 取引以外のデリバティブ取引に係る証拠金を合算して管理できるようにすることを目的としたものですが、ご指摘の点についてはご意見として承ります。